

特別支援保育の見直し（案）

【現行基準】	配置基準	対象児3人に対して保育士1人配置
	補助基準額	2・3号 71,600円
		1号 65,300円

- 【課題】
- ・対象児童の障害の程度によっては保育士の負担が大きい。
 - ・保育士の配置基準を上げると、施設によっては保育士の確保が難しくなる。
 - ・対象児童の受入れ促進のため、施設へのインセンティブが必要。
 - ・財政的な負担が大きい。

見直し案

①保育士配置基準の見直し

障害の重い児童は配置基準を2：1とし、これに伴い、現行の補助基準額を2：1/3：1それぞれで1人当たりの配置基準を乗じ、差額を現行の補助基準額に加える。

(対象児童の要件)		(配置基準)		(補助基準額)
対象児A	特別児童扶養手当1級受給対象児童，身体障害者手帳1・2級	2・3号	2：1	月額85,900円
	療育手帳A	1号		月額78,300円
対象児B	特別児童扶養手当2級受給対象児童，身体障害者手帳3級	2・3号	3：1	月額71,600円
	療育手帳B，その他の特別支援保育対象児童	1号		月額65,300円

【必要保育士数】 令和3年3月1日時点で積算(公立除く 1号利用含む)

	令和2年度実績 (旧基準にて算定)	新基準案にて算定	差
対象児童数	145人	対象児A 13人 対象児B 132人	/
加配保育士数	60人	63人	
補助金額	116,887千円	119,056千円	2,169千円

(参考)

全ての対象児童について保育士配置2：1とした場合、35園中18園で計19人の保育士の新たな加配が必要となる。

②子育て支援員等配置補助の新設

3歳から5歳児の利用定員数合計に占める特別支援対象児童の割合が10%を超え、且つ7人以上児童を受け入れている実施施設に対し、保育士のサポートとして子育て支援員等を配置する場合、市会計年度任用職員保育補助員相当の件費116,600円を補助基準額とする。

【支給要件】

利用定員数に占める対象児童の割合が10%且つ児童7名以上の受入れ

平成28年から令和2年にかけての市内小学校全児童数に占める特別支援学級に在籍する生徒数が約120%の増加率であることを鑑み、直近5年の3歳から5歳児の利用定員数合計に占める特別支援保育対象児童の平均7.9%から全体で20%を超えて受け入れることを想定して10%として算定。また、利用定員数が少ない園については受入れ児童が少数であった場合でも10%を超えてしまい、少人数の受入れであるが保育士配置が充実する逆転現象が起きてしまうケースを考慮し、7名以上と算定。

(参考) 令和2年度実績で算定した場合、対象となる施設は35園中4園であり、補助金額は3,419千円となる。